

# 入札説明書

令和8年3月9日に公告した令和8年度電気工事士免状交付事務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加するものは下記事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記2に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託名

令和8年度電気工事士免状交付事務委託

### (2) 委託内容

別添「令和8年度電気工事士免状交付事務委託仕様書」のとおり

### (3) 入札方法

入札は、免状交付（新規）1件当たりの処理単価、再交付1件当たりの処理単価、書換1件当たりの処理単価を記載し、入札して決定するものとします。

契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって各業務の処理単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書の1件当たりの処理単価に記載すること。

## 2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部危機管理・報道局 危機管理防災課 消防保安室 保安担当

電話 0952-25-7027

## 3 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及

びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団は又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 法人であり、県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者若しくは県内従業員数が50人以上の者であること。

(7) 県が行っている申請書の受付時間（平日 8:30～17:15）と同じ時間で受付を行うことができ、また「2か所以上の受付場所の設置」について対応できること。

(8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に精通した者であること。

(9) 当該事務の内容と利害関係を有さない者であること。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係資料を添付のうえ、令和8年3月17日（火）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（17日（火）午後5時までに担当課へ必着）してください。

提出した關係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

##### (1) 提出書類

- ①入札参加資格確認申請書
- ②営業概要書
- ③同種業務の履行実績調書
- ④参加資格に関する届出書、免状等の資格の写し

##### (2) 担当課

840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部危機管理・報道局 危機管理防災課 消防保安室 保安担当

電話 0952-25-7027

#### 5 入札書の提出日時及び提出場所

(1) 日時 令和8年3月26日（木） 10時00分

(2) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館4階 危機管理センター

## 6 開札の日時及び場所

開札は、5に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

## 7 入札方法等

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければなりません。
- (2) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開封<調達物件名>の入札書在中」と朱書きしなければなりません。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。
- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができません。
- (5) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。
- (6) 開札し落札者がいない場合は、再度の入札を行います。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札参加者は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札時まで、見積った契約希望金額の100分の5以上の金額を納付してください。

なお、契約希望金額は1件当たりの見積り処理単価（取引に係る消費税及び地方消費税10%を含む。）に予定処理件数（第一種電気工事士免状は、新規交付95件、再交付8件、書換1件、第二種電気工事士免状は、新規交付525件、再交付51件、書換5件を用いる。

（過去5年間の平均値）を乗じて算出してください。なお、現金の納付に代え、国債若しくは地方債など、佐賀県財務規則第104条第1項に掲げる担保を供することができます。

また、県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する者、または3に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去2年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を1回以上締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者は、入札保証金を免除することができます。

### (2) 契約保証金

落札者は、佐賀県財務規則第115条第1項の規定に基づき、契約締結の際に、契約総額の100分の10以上の金額を納付してください。

契約総額は1件当たりの処理単価（取引に係る消費税及び地方消費税10%を含む。）に予定処理件数（第一種電気工事士免状は、新規交付95件、再交付8件、書換1件、第二種電気工事士免状は、新規交付525件、再交付51件、書換5件を用いる。（過去5年間の平均値）を乗じて算出してください。

なお、現金の納付に代え、国債若しくは地方債など、佐賀県財務規則第116条第1項に

より準用する同第 104 条第 1 項に掲げる担保を供することができます。

また、県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する者、または 3 に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去 2 年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を 1 回以上締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者は、契約保証金を免除することができます。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

## 10 落札者の決定の方法

(1) すべての業務において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者で、かつ、年間推計契約金額が最低の価格であった者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 3 回を限度）を行います。

## 11 支払代金

支払代金については、処理単価（取引に係る消費税及び地方消費税 10%を含む）に処理件数を乗じて得た額を、委託料として支払うものとします。

なお、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合の取り扱いは、危機管理防災課と落札者協議の上、決定するものとします。

## 12 支払時期

委託料の支払については、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとします。